

2017年6月19日

佐賀労働局 雇用環境・均等室  
室長 原田 すず枝 様

日本労働組合総連合会佐賀県連合会  
会長 青 柳 直  
連合佐賀男女平等参画推進委員会  
委員長 原 口 陽 一 郎  
連合佐賀女性委員会  
委員長 塚 本 信 子

## 雇用における男女平等に関する要請

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

連合は、男女が均等な機会と待遇で、仕事と生活の役割と責任を分かち合いながら働き続けることのできる、「男女平等参画社会」実現をめざして取り組んでいます。昨年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されて一年経ちましたが、女性活躍の機運をさらに高めていくためにも、就業環境の整備・改善は引き続き重要な課題です。

本年1月1日には、介護休業の分割取得をはじめとする「改正育児・介護休業法」が施行されました。さらに、10月1日には、保育所に入れない場合の緊急的セーフティネットとして、育児休業期間の再延長に関する改正が行われ、また、次世代育成支援対策推進法においても、4月1日よりくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準が変更されるなど、様々な改正が行われています。

これら法律の内容を周知し、趣旨を徹底していくために、雇用環境・均等室の果たす役割は大きく、連合佐賀としても緊密な連携をはかりつつ、労働者の処遇改善の促進に努めて参りたいと考えております。

つきましては、貴職に対し、別紙の要望事項の実現に向けて対処していただきますよう、要請いたします。

敬 具

## 雇用における男女平等に関する要請

1. 仕事と育児・介護が両立できる就業環境の整備に向けて、改正育児・介護休業法等の周知徹底、事業主に対する両立支援制度や介護サービス等の情報提供を含めた職場における相談窓口の設置を促進するとともに、両立に必要な情報提供や助成金などの積極的な支援を実施すること。
2. 非正規雇用労働者が働き続けられる環境の整備に向けて、有期契約労働者の育児休業等の法改正内容について、事業主・労働者に対して広く周知を行うとともに、相談・指導を強化すること。
3. あらゆるハラスメントの一元的な対応を推進すること。その際、両立支援制度を利用していない労働者が受ける、育児や介護に関するハラスメントの防止についても重要性を周知するとともに相談に積極的に応じること。
4. 性的指向・性自認に関するハラスメントに対し、積極的に相談に応じるとともに、相談対応に必要な研修を実施すること。また、企業等への助言・指導・勧告等を実施する際に、必要な知識に関する周知啓発を併せて行うこと。
5. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準・認定マークの改正について、周知徹底を行うとともに、男性の育児休業取得促進を含めた仕事と育児の両立支援推進の強化をはかること。
6. 企業等が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するにあたり、非正規労働者も含めたすべての労働者を対象に、雇用管理区分ごとに現状を把握することや、男女間の賃金格差の把握が重要である旨の周知を行うこと。
7. 女性活躍推進法に基づく行動計画の積極的な実施を推進するため、女性活躍推進企業データベースの活用を各企業に促すとともに、近隣地方自治体の公共調達における、「えるぼし」取得企業の加点状況について周知すること。
8. 雇用環境・均等室に所属する全ての職員がジェンダー平等の視点を重視し雇用均等の促進を図るよう、ジェンダーや雇用均等に関する研修を実施すること。

以 上